

求職活動規制の例外について

規制の対象外（法第106条の3第2項）

退職手当通算法人への**現役出向**

本省係長級以下の職員

官民人材交流センターから紹介されたものである場合

公務の公正性を損ねるおそれがないものとして、**再就職等監視委員会の承認を受けた場合**

承認基準（政令第8条第1項）

以下のいずれかに該当し、かつ公務の公正性を損ねるおそれがない場合

利害関係企業等との間での事務について、当該職員の**裁量の余地が少なく**と認められる場合

利害関係企業等が当該職員に対し、当該職員の有する**高度の専門的な知識経験を必要とする地位**に就くことを依頼している場合

家業を継ぐ場合

一般に募集され、公正かつ適正な手続により選考されると認められる地位に応募する場合

認められない場合

は、当該職員が利害関係企業に対して次の場合は認められない

（政令第8条第1項第2号、第3号）

（1）現に**検査等を行っている又は行おうとしている場合**

（2）特に密接な利害関係にある場合
（内閣府令第2条）

職員が、利害関係企業等に対し、**不利益処分をしようとする場合**

検察官、検察事務官又は司法警察職員である職員が、利害関係企業等に対し、職務として行う場合における**犯罪の捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行をして**いる場合

求職活動規制の例外承認にかかる法令三段表

【国家公務員法】

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 職員は、利害関係企業等(営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

(略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(略)

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより**公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合**として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

【職員の退職管理に関する政令】

(公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第八条 法第百六条の三第二項第四号の**公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合**とする。

一 法第百六条の三第二項第四号の承認(以下「求職の承認」という。)の申請をした職員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる第四条各号に掲げる事務について、それぞれ職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二 利害関係企業等が求職の承認の申請をした職員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該職員に依頼している場合において、当該職員が当該地位に就こうとする場合(当該職員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合(当該検査等をする事務が前号に掲げる場合に該当する場合を除く。))その他当該利害関係企業等が当該職員と**特に密接な利害関係にある場合として内閣府令で定める場合を除く。**)

三 職員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合(当該職員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合(当該検査等をする事務が第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。))その他当該利害関係企業等が当該職員と**特に密接な利害関係にある場合として内閣府令で定める場合を除く。**)

四 利害関係企業等の地位に就く者が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考されると認められる場合において、当該応募者になろうとする場合

【職員の退職管理に関する内閣府令】

(特に密接な利害関係にある場合)

第二条 **令第八条第一項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める場合**は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。以下「法」という。)第百六条の三第二項第四号の承認の申請をした職員(以下この条において「職員」という。)が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる事務が**次の各号に掲げる場合**とする(令第八条第一項第一号に該当する場合を除く。)

一 職員が、当該利害関係企業等に対し不利益処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。)をしようとする場合

二 検察官、検察事務官又は司法警察職員である職員が、当該利害関係企業等に対し、職務として行う場合における犯罪の捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行をしている場合